



発議第 3 号

令和7年12月5日

かすみがうら市議会議長 来栖丈治 様

発議者 議員

久松 公生

議員

塚本 直樹

議員

議員

議員

佐藤文雄議員に対する懲罰動議

次の理由により佐藤文雄議員に懲罰を化されたいので地方自治法第135条第2項会議規則第160条第1項の規定により動議を提出します。

記

理由

(1) 議会の品位を著しく損なう発言を繰り返したこと

令和7年12月3日の一般質問において、通告内容と関連性を欠き、客観的根拠のない憶測に基づく発言、事実誤認に基づく非難、市長および市職員に対する誹謗・侮辱と受け取られる発言を繰り返したことは、議会の品位を著しく損なう行為に該当する。

- ・投書の取扱いを「陳情書として扱った」と断定した事実誤認の発言
- ・特定団体・宗教団体との関係を市長が認識していたとする根拠なき指摘
- ・「市長が統一教会と同様の行いをした」との中傷的表現
- ・市の事務と無関係な事項（県事務等）の執拗な迫及による誤解を生じさせる質疑
- ・背景に特定案件（旧新治小学校貸付）を結びつける事実無根の主張

これらは、根拠を欠いた言動が市および議会の名誉を不当に傷つけたと評価し得る。

(2) 議事進行を妨害し、議場の秩序を乱す言動を繰り返したこと

- ・答弁中の職員に対し「端的に!」「短く!」「長い!」など、恫喝的と受け取られる発言を繰り返し、答弁を妨害した行為

これは 議事進行を著しく妨害し、議場の秩序を乱した行為 として懲罰事由に該当する。

(3) 市職員に対するパワーハラスメントに類する行為

一般質問や質疑の場で、執行部職員に対する威圧的な言動が常習的に行われ、議員と執行部の健全な関係を破壊する行為であるとともに、議会制民主主義の運営に支障を来す行為であると評価し得る。

(4) 議会の信用を著しく失墜させた行為

一般質問の制度趣旨（市民への説明責任・議事の公開性）を逸脱し、自らの主義主張のみを展開し答弁を求めない発言

通告外・無関係な資料の提示、執拗な資料要求により執行部の業務を混乱させた行為

これらは、議会運営に不当な負荷をかけ、市民の対議会信頼を損なう行為であるとして懲罰事由となり得る。